

函館市斎場，戸井斎場，椴法華斎場，南茅部斎場  
指定管理者募集要項

令和2年5月

函館市保健福祉部管理課

## 目 次

1	募集の概要	1
2	応募資格	2
3	指定管理者候補者の募集	3
4	指定管理者候補者の選定	5
5	管理に関する基準	5
6	指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項 (モニタリングの実施)	6
7	業務の範囲および具体的内容	6
8	管理に関する軽費等	7
9	自主事業	7
10	その他の特記事項	8
11	問合先および応募先	10
○	評価基準	11
○	リスク分担表	13
○	別記様式1～7	15

別添1 「函館市斎場，戸井斎場，椴法華斎場，南茅部斎場管理業務処理要領」

別添2 「函館市斎場，戸井斎場，椴法華斎場，南茅部斎場備品・物品一覧表」

別添3 「施設概要図」

# 函館市斎場，戸井斎場，椴法華斎場，南茅部斎場 指定管理者募集要項

## 1 募集の概要

市では、函館市火葬場条例で定める函館市斎場，戸井斎場，椴法華斎場，南茅部斎場（以下「市斎場他3斎場」という。）の指定管理者を募集します。

### (1) 施設の概要

#### ア 設置目的

墓地，埋葬等に関する法律に基づく火葬業務を行うことを目的とする。

#### イ 施設概要

各施設の概要は，次のとおりですが，詳細については，別添3「施設概要図」に記載しております。

① 名称	函館市斎場
② 所在地	函館市船見町27番1号
③ 建物構造	鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建
④ 敷地面積	9,748.34㎡
⑤ 建物延面積	2,369.37㎡
⑥ 施設の内容	<p>〈火葬棟〉 火葬炉6基，胞衣炉1基，炉室，炉前ホール，風除室，入退室ホール，収骨室（2室），告別室（2室），事務室，霊安室，作業室，職員休憩室，浴室，倉庫，機械室等</p> <p>〈待合棟〉 待合いホール，待合室（6室），湯沸室，男女別トイレ，身障者用トイレ</p> <p>〈駐車場〉 大型バス5台，普通車45台収容</p> <p>※待合棟の売店エリアは，管理委託の範囲には含まれません。</p>
① 名称	戸井斎場
② 所在地	函館市館町169番地の1
③ 建物構造	鉄骨造平家建
④ 敷地面積	2,391.34㎡
⑤ 建物延面積	258.34㎡
⑥ 施設の内容	<p>火葬炉2基，胞衣炉1基，炉室，炉前ホール，風除室，エントランスホール，待合いロビー，待合室（2室），男女別トイレ，事務室，湯沸室，残骨室，機械室，オイルポンプ室，倉庫</p> <p>〈駐車場〉普通車12台収容</p>
① 名称	椴法華斎場
② 所在地	函館市絵紙山町27番地の2
③ 建物構造	鉄骨造平家建
④ 敷地面積	1,855.05㎡
⑤ 建物延面積	198.00㎡
⑥ 施設の内容	<p>火葬炉1基，炉室，炉前ホール，風除室，エントランスホール，待合室（1室），事務室，湯沸室，男女別トイレ，身障者用トイレ，残骨室，オイルポンプ室，物品庫，送風機置場</p> <p>〈駐車場〉普通車13台収容</p>

① 名称	南茅部斎場
② 所在地	函館市尾札部町2457番地の1
③ 建物構造	鉄筋コンクリート造2階建
④ 敷地面積	4,967.77㎡
⑤ 建物延面積	411.21㎡
⑥ 施設の内容	火葬炉2基, 炉室, 炉前ホール, 告別室(1室), 風除室, 待合いホール, 待合室(2室), 男女別トイレ, 湯沸室, 発電気室, 管理人室, 物品庫 〈駐車場〉普通車17台(マイクロバス含む)収容  ※屋外に残骨堂有り。

## (2) 指定期間

令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで(5年間)

## (3) 募集等スケジュール(予定)

① 募集要項の配布	令和2年5月12日(火)～6月30日(火)
② 申請の受付	令和2年5月12日(火)～6月30日(火)
③ ヒアリングの実施	令和2年7月上旬～7月下旬
④ 指定管理者の候補者の選定	令和2年8月中旬～10月下旬
⑤ 選定結果の通知	令和2年8月下旬～11月上旬
⑥ 仮協定の締結	令和2年11月
⑦ 指定管理者の指定および協定の締結	令和2年12月

## 2 応募資格

市斎場他3斎場の指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

### (1) 団体であること。

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

### (2) 函館市内に主たる事務所を有する団体であること。

「主たる事務所」とは、法人の場合、本市においては、本社または本店としております。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが該当
- ・LLP(有限責任事業組合)：LLPを構成する全ての組合員が該当

### (3) 市斎場他3斎場を管理するうえで必要な資格等を有していること。

### (4) 団体またはその代表者が、次の者に該当しないこと。(⑦の場合は役員を含む。)

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 市における競争入札への参加を制限されている者
- ④ 指定管理者の指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不相当と認められる事情により、指定

管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者

- ⑤ 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（イおよびウに掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなるもの
- ア 議会の議員
  - イ 市長および副市長
  - ウ 教育委員会委員，選挙管理委員会委員，公平委員会委員，監査委員，農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員
- ※ これらに準ずる者とは、法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任を当該法人に対して有している者で、「公益社団・財団法人」，「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員も相当します。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）
- ※ ⑥および⑦については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

#### （4）複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

### 3 指定管理者候補者の募集

---

#### （1）募集手続

##### ① 募集要項の配布

- ・ 配布期間 : 令和2年5月12日（火）から6月30日（火）まで
- ・ 配布場所 : 函館市保健福祉部管理課および市ホームページ上で配布

##### ② 指定管理者指定申請書類の受付

- ・ 受付期間 : 令和2年5月12日（火）から6月30日（火）
- ・ 受付方法 : 函館市保健福祉部管理課あてに提出してください。
- ・ 受付時間 : 持参の場合、平日の午前8時45分から午後5時30分までとします。
- ・ 締め切り : 6月30日（火）午後5時30分必着分までとします。

## (2) 応募時の提出書類

提出書類		グループ申請の場合の提出者
①	指定管理者指定申請書（別記様式1）	代表団体
②	当該施設を管理するうえで役立つ資格等を有することを証する書類	資格を有する団体
③	誓約書（別記様式2）	代表団体と構成団体
④	団体概要書（別記様式3）	代表団体と構成団体
⑤	グループ申請に係る構成団体の委任状（別記様式4）	代表団体
⑥	グループ協定書の写し（管理業務に関し、共同連帯して実施することを目的とする協定書等の写し）	代表団体
⑦	定款，寄附行為，規約，役員名簿（生年月日入り），その他これらに類する書類	代表団体と構成団体
⑧	法人の場合，登記事項証明書 （地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合，同条第12項の証明書）	代表団体と構成団体
⑨	事業計画書（別記様式5-1，5-2）	代表団体
⑩	施設の管理に係る収支計画書（別記様式6）  別記様式6のほか，具体的な積算内訳・根拠資料について別紙で示してください（様式任意）。 このうち，人件費の積算内訳については，別途指定する様式にて提出すること（指定様式は市のHPで配付します）。	代表団体
⑪	応募団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・令和2年度の収支予算書および事業計画書 ・令和元年度の収支計算書および事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・令和2年度の収支予算書および事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書 ・法人市民税の納税を証する書類 （市税の滞納がない旨の証明書で可）  なお，これら書類がなく，新たに作成することができない特別の事情等がある場合は，団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体

## (3) 留意事項

- ① 募集締切後，提出された書類の内容を変更することはできません。ただし，市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ② 指定管理者候補者選定委員会開催前において，市は，提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

## (4) 募集に関する質問

応募資格を有しているもので，募集要項等の配布資料について質問がある場合は，質問票（別記様式7）を使用し，持参，郵送，ファクスまたは電子メールのいずれかにより

令和2年6月16日（火）までに函館市保健福祉部管理課あてに提出してください。  
なお、いただいた質問については、ホームページで随時回答します。

## 4 指定管理者候補者の選定

---

### (1) 選定方法

函館市保健福祉部において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。その後、市が設置する指定管理者候補者選定委員会において、評価基準に照らし評価・採点を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、選定委員会では、原則として全ての応募団体に対してヒアリングを実施します。

### (2) 評価基準

選定における評価基準は11・12ページのとおりです。

### (3) 選定結果の公表

応募があった団体の名称、評価内容などの選定結果および選定委員会会議録（概要）は、選定委員会終了後に公表します。

### (4) 協定の締結

市と指定管理者候補者に選定された団体において、委託費や業務の細目的事項について定める仮協定を締結します。その後、指定管理者の指定について議会の議決があった日をもって本協定を締結するものとし、仮協定書をもって本協定の協定書となります。

## 5 管理に関する基準

---

市斎場他3斎場の開館時間および休館日は以下のとおりとします。

### (1) 開館時間

午前9時～午後4時30分

### (2) 休館日

第3日曜日（函館市斎場のみ）、1月1日

※ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休業し、また休業日において臨時に業務を行うことがあります。

### (3) 使用料

当該施設は、利用料金制を導入していませんので、使用料は市の歳入となります。

区分	単位	使用料の額
12歳以上の死体	1体につき	14,000円
12歳未満の死体	1体につき	8,500円
死産児	1体につき	4,000円
身体の一部	1件につき	2,500円
胞衣産わい物	1個につき	1,000円

※死亡の時、死産の時または使用の許可（生者の身体の一部に係る使用の場合に限る。）の時に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されていない者の死体、死産児または身体の一部に係る使用の場合、この表の規定による使用料の額を2倍した額とする。

## 6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）

---

### （1）事業報告書の作成および提出

指定管理者は、市斎場他3斎場に関する実施状況報告書、収支決算書および経営状況を説明する書類を作成し、翌事業年度の4月末までに提出しなければなりません。モニタリング結果の公表は、毎年6月末までに行うこととしているので留意して設定してください。4月末までとするのが通常です。

### （2）業務報告の聴取等

函館市は指定管理者に対し、その管理する業務および経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地に調査し、または必要な指示をすることができます。

### （3）利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません

### （4）管理業務の評価および公表

ア 指定管理者は毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い函館市に提出しなければなりません。

イ 函館市は、（1）に規定する実施状況報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表するものとします。

## 7 業務の範囲および具体的内容

---

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりですが、詳細については、別添1「函館市斎場、戸井斎場、榎法華斎場、南茅部斎場管理業務処理要領」に記載しております。

### （1）斎場の使用許可および制限に関すること

胞衣産わい物に係る使用許可申請の受付および許可書の発行 など

### （2）火葬に関すること

受付業務（遺族・遺体の出迎え、斎場使用許可確認等）、告別室・炉前業務、火葬業務（火葬炉の運転等）、収骨業務、残灰処理業務、待合室業務、各種証明書発行業務 など

### （3）施設の維持管理に関すること

清掃業務、火葬炉設備の管理及び保守点検業務（台車等含む）、自家用電気工作物保安管理業務、施設・設備・物品等の維持管理及び修繕に関する業務、環境衛生管理業務、斎場敷地および駐車場内の維持管理業務、施設警備業務、防火管理および危険物管理に関する業務 など

### （4）公金収納業務に関すること

胞衣産わい物に係る使用料の徴収・収納に係る業務 など

なお、当該業務に係る経費は、当該施設の管理に係る委託料に含みます。

※別途、委託契約を締結します。



#### (5) その他の業務に関すること

市に提出する書類の作成等庶務経理業務，各種報告業務，災害および事故発生時の緊急時の対応，利用者および住民からの意見・要望等への対応，その他必要な業務 など

### 8 管理に関する経費等

#### (1) 管理に関する経費

市が設定している管理委託料の限度額は，令和3年度から令和7年度までの5年間で，515,100千円（消費税等は10%で算定）となっております。

（経費内訳：5か年総額）

区 分	金 額	備 考
人件費	173,785 千円	給与，福利厚生費
維 持 管 理 費	消耗品費	6,480 千円 事務消耗品ほか
	燃料費	102,210 千円 業務用灯油，ガソリンほか
	光熱水費	46,165 千円 電気料，上下水道料ほか
	修繕費	4,140 千円 1件あたり20万未満（税込）の修繕
	貸与被服費	440 千円
	通信運搬費	1,740 千円 電話料ほか
	手数料	855 千円 ボイラー点検，水道検査
	委託費	108,520 千円 清掃，警備，各種設備保守，ダイオキシン検査ほか
	使用料・賃借料	1,115 千円 AEDリース料
	備品購入費	530 千円 1件あたり20万未満（税込）の備品
その他諸経費	22,295 千円 一般管理費	
消費税等	46,825 千円 10%	
合 計	515,100 千円	

#### (2) 経費の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。  
なお，支払時期や支払方法は協定で定めます。

#### (3) 会計処理

市斎場他3斎場の管理に関する収入および支出は，独立の会計を設け，団体の他の会計と区別して経理してください。

### 9 自主事業

#### (1) 自主事業の提案

指定管理者は，市斎場他3斎場の設置目的に沿って自己の責任と費用により，独自に企画・計画した自主事業を提案することができ，提案された自主事業は，市の承認を得た場

合、実施することができます。  
ただし、売店業務は行うことができません。

## (2) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、市の使用許可を得たうえで、市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。

## (3) 自主事業の収入および支出

自主事業に係る収入および支出について、市斎場他3斎場の管理に係る収支計画書（別記様式6）に計上することにより、函館市が支払う管理費用の縮減に充てることができます。

## 10 その他の特記事項

---

### (1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、13ページのとおりです。

応募者は、指定管理者が分担することとなるリスクについて適切に考慮したうえで、事業計画の立案や委託料の積算を行う必要があるので留意願います。

### (2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、函館市火葬場条例および同条例施行規則のほか、特に以下の法令の遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

#### ア 地方自治法第244条第2項および第3項

(公の施設)

##### 第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### イ 函館市情報公開条例第27条の2第1項および第2項

(指定管理者の情報公開)

第27条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法244条第1項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

#### ウ 函館市個人情報保護条例第20条の2第1項および第3項

(指定管理者の責務)

第20条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、自己が行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係る管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

3 第1項の管理業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

#### エ 函館市行政手続条例

指定管理者は、函館市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

### (3) 管理業務の委託の禁止等

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し、市が承諾した場合は、この限りではありません。

### (4) 指定の取消し等

市は、指定管理者が市の指示に従わないときや応募資格を失ったときなどは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることとなります。なお、指定管理者は、取消日の属する事業年度の委託料の10分の1に相当する額の違約金を市に支払わなければなりません。

### (5) 損害賠償責任

指定管理者は、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償権をします。

### (6) 保険の加入に関する事項

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入していただきます。

ただし、市では施設での事故等にそなえ、次の保険に加入しており、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合には、加入の必要はありません。

[市が加入する保険の補償内容]

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支払限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏えいによる対応費用	1事故	1,000万円
		年間	3,000万円

※指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。

### (7) 備品の管理および帰属

市が備え付ける備品は、別添2「備品一覧表」のとおりです。

経年劣化等による備品の更新に係る費用は、13ページのリスク分担表のとおり、1件当たり20万円未満（消費税等を含む。）については指定管理者が、20万円以上（消費税等を含む。）については市が負担し、指定管理者の責任により滅失または毀損した備品の補充については指定管理者が負担することとし、いずれの備品においても市に帰属するものとし、

「備品一覧表」に定める備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達することとし、当該調達した物品については、指定管理者に帰属するものとし、

### (8) 事前準備に関する事項

指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前までに準備を行い、市または前指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとし、

### (9) 公衆電話の設置

指定管理者は、函館市斎場内に利用者用の公衆電話を1台以上設置していただきます。

なお、現金収入分は指定管理者の収入とし、公衆電話に係る通話料等は、指定管理者が電話事業者に支払うものとします。

#### (10) 現状回復および火葬業務、事務等の引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）または指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、市に必要な資料等を引き継ぐとともに、市または新たな指定管理者と火葬業務、事務等について十分引き継ぎを行うこととなります。

## 11 問合せおよび応募先

---

函館市保健福祉部管理課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3298

FAX：0138-26-4090

E-mail：syakai@city.hakodate.hokkaido.jp

## 評価基準

評価項目	配点
<b>1 施設設置の目的が達成できるか</b>	<b>40</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的に合致した方針か</li> <li>・施設の管理業務について十分理解しているか</li> <li>・施設の保守管理，衛生管理は適正に行われるか</li> <li>・管理業務に関連する法令等について理解し，遵守が見込まれるか</li> <li>・経理処理は適正になされるか</li> <li>・市への必要な報告や市の実地調査，市からの指示に適正に対応できるか</li> <li>・施設管理に必要な人員（資格者を含む）を確保しているか</li> <li>・火葬業務に精通している職員を確保しているか</li> <li>・管理責任者および管理・監督体制は明確になっているか</li> </ul>	
<b>2 市民の平等利用が確保され，市民サービスの向上が図られるか</b>	<b>40</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の平等利用についてどのような考え方があるか</li> <li>・高齢者，障害者等への対応は十分に図られるか</li> <li>・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか</li> <li>・定期的な自己評価をおこなうか</li> <li>・苦情処理の体制は明確になっているか</li> <li>・職員の育成・資質向上について，どのような考え方があるか</li> <li>・管理技術の向上のために必要な措置を講じるか</li> </ul>	
<b>3 収支計画は，管理運営上支障のない内容となっているか</b>	<b>30</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理経費削減のための工夫を行っているか</li> <li>・妥当な根拠に基づいて積算しているか</li> <li>・過度・過小な積算をしていないか</li> <li>・必要な経費は全て計上されているか</li> <li>・物価変動への対応策は考えられているか</li> <li>・当該管理業務に対する経営努力があるか</li> </ul>	
<b>4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか</b>	<b>30</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託への意欲・熱意が感じられるか</li> <li>・指定管理者制度の趣旨を理解しているか</li> <li>・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか</li> <li>・類似した施設管理の運営実績はあるか</li> <li>・団体の安定性・継続性はあるか</li> <li>・団体運営における法令等を遵守しているか</li> <li>・役割分担など確実性・妥当性があるか（グループ申請の場合）</li> </ul>	
<b>5 緊急時対応などの体制が確立されているか</b>	<b>20</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等緊急時に対する方針，体制が確立されているか</li> <li>・事故防止に向けた取り組みを行っているか</li> <li>・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か</li> <li>・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか</li> <li>・利用者の安全管理体制や対策は十分か</li> </ul>	

<b>6 個人情報</b> の適正な管理が図られるか	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか</li> <li>・個人情報の保護について十分に理解しているか</li> </ul>	
<b>7 雇用の安定と雇用環境の向上</b> が図られるか	40
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の給与が高い水準にあるか</li> <li>・従業員の社会保険の加入等は適当か</li> <li>・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか</li> <li>・労働条件（労働時間、休憩、休暇、健康管理など）はどうなっているか</li> <li>・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考え方か</li> <li>・就業規則などは整備されているか</li> <li>・正規雇用の雇用に積極的か</li> <li>・正規雇用・非正規雇用の構成はどうなっているか</li> </ul>	
<b>8 環境に配慮した経営</b> を行っているか	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001を取得しているか</li> <li>・環境に配慮した経営について、独自の考え方や方針はあるか</li> <li>・環境配慮の活動（取組）実績はあるか</li> <li>・火葬炉からのダイオキシン排出を抑える取組みを考えているか</li> </ul>	
<b>9 障害者の雇用など、福祉対策</b> に取り組んだ経営を行っているか	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等の雇用に積極的か</li> <li>・男女共同参画の取り組みを図っているか</li> <li>・福祉活動の実績はあるか</li> </ul>	
<b>10 地域活動との関わりや地域に対する貢献</b> が図られるか	20
<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような地域活動の実績があるか</li> <li>・施設が設置されている地域とどのように関わっていくのか</li> </ul>	
<b>11 個別項目</b>	50
<ul style="list-style-type: none"> <li>・4斎場の一括管理に係る効率的運営について具体的な考えはあるか</li> <li>・遺族、会葬者の心情に十分配慮した対応が可能か</li> <li>・適正な収納管理体制が図られるか</li> <li>・第3者に委託する場合の業者選定、指導・監督体制は確立されているか</li> <li>・申請受付・許可業務（胞衣産わい物に限る。）が適正に行われるか</li> <li>・市の施策や市が求める提案等に対して柔軟的に対応できるか</li> <li>・市が提示する項目以外に、管理上、より効率的となる特徴的な取組を考えているか</li> <li>・管理業務開始までの準備体制は十分か</li> <li>・地元雇用に積極的か</li> <li>・独自のノウハウを発揮できるものはあるか</li> </ul>	
<b>12 提案金額の比較</b> について	200
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低提案金額／提案金額×200点</li> </ul>	
<b>合 計</b>	<b>500</b>

## リスク分担表

項 目		内 容	負担者		
			市	指定管 理者	
書類関 連リスク	作成書類の誤り	要領等市が作成した書類に関するもの	○		
		申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの		○	
制度関 連リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定, 改正等によるもの	○		
		上記以外の一般的な法令の制定, 改正等によるもの		○	
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設, 税制改正等によるもの	○		
		上記以外の一般的な新税の創設, 税制改正等によるもの		○	
維持管 理リスク	金利の変動	金利の変動によるもの		○	
	物価の変動	物価の変動によるもの		○	
	施設競合・需要変動 (利用料金制のみ)	施設競合により利用者または収入が減少したことによるもの 当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによるもの		○	
	備品の損傷	経年劣化によるもの	購入	○	
			1件当たり20万円未満の修繕		○
			1件当たり20万円以上の修繕	○	
		第三者の行為から生じたもので相手 方が特定できないもの	購入	○	
			1件当たり20万円未満の修繕		○
			1件当たり20万円以上の修繕	○	
		管理上の瑕疵によるもの		○	
	施設, 設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり20万円未満の修繕 または購入等		○
			1件当たり20万円以上の修繕 または購入等	○	
		第三者の行為から生じたもので相手 方が特定できないもの	1件当たり20万円未満の修繕 または購入等		○
			1件当たり20万円以上の修繕 または購入等	○	
			管理上の瑕疵によるもの		○
		施設の構造上の瑕疵によるもの	○		
政治的・行政的理由 による事業の変更	政治的・行政的理由から, 業務の全部もしくは一部を中止し, または業 務内容を変更したことによるもの	○			
業務不履行	指定管理者による管理業務および協定内容の不履行		○		
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等によるもの		○		
	施設もしくは機器の不備または施設改修による臨時休館等によるもの	○			
	指定管理者の提案による自主事業運営によるもの		○		
セキュリティー	指定管理者の警備不備によるもの		○		
	上記以外のもの	○			
社会リス ク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○	
		上記以外のもの	○		
	周辺地域および施設 利用者への対応	地域との協調に関するもの		○	
		施設設置, 管理業務内容等に対する施設利用者等からの反対, 訴 訟, 要望等に関するもの	○		
	管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの		○		

不可抗力	天災, 暴動等不可抗力によるもの	○	
指定の終了等	指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○



